

神奈川県立相模向陽館高等学校の施設開放の取扱

1. 趣旨

「神奈川県立学校開放事業実施要領」により、神奈川県立相模向陽館高等学校における開放事業の詳細を定める。

2. 開放期間、開放時間及び開放施設

利用時間

開放施設	開放日及び時間
体育館	平日 : 19:00から21:00 の原則2時間 一団体
	日曜 : 10:00から12:00 の原則2時間 一団体
武道場	平日 : 19:00から21:00 の原則2時間 一団体
	日曜 : 10:00から12:00 の原則2時間 一団体
テニスコート	日曜 : 10:00から12:00 の原則2時間 一団体

※ 12月29日から1月3日まで及び学校閉庁日を除く。(12月28日と学校閉庁日前日の夜間も開放していません。)

※ 入学試験関係や部活動などとの利用調整をさせていただきます。

※ 近隣住民への配慮から1団体当たりの利用を月4回までとさせていただきます。

3. 利用可能な設備等について

開放施設	利用できる設備等
体育館	附属施設(体育館ピロティのトイレ、洗面所) バレーボール、バドミントン等のポール及びネット、バスケットボールのゴール
武道場	附属施設(体育館ピロティのトイレ、洗面所) ただし、畳部分は利用できない
テニスコート	附属施設(体育館ピロティのトイレ、洗面所) テニスコート 4面(うち2面は練習用)

4. 利用者について

利用者は、スポーツ活動を目的とする県内在住者または在勤者で、事前に利用申し込を行い、校長から利用承認を受けた者とする。

なお、当該利用が次のいずれかに該当するときは、その利用を承認しないものとする。

- 営利を目的とした利用
- 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用、その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- 申込内容に反する利用
- その他、施設の管理に支障をきたすおそれのある利用

5. 手続

(1) 申込

1. 県内在住者または在勤者が利用希望日の属する月の前月初日から15日（15日が休日等の時は前日）までに「施設利用申込書」により申し込みを行うこと。
2. 当年度初めて利用申し込みをするとき及び記載内容に変更が生じたときには「利用者名簿」を提出すること。

(2) 利用の決定

校長は、原則毎月前月の21日（21日が休日等の時は翌日以降の平日）までに利用決定を行い、利用の調整結果を明記して、利用者には、施設利用承認書を送付します。

※ 利用団体の責任者は成人とし、利用にあたっては原則として参加すること。

なお、次の事実が判明した場合は、以後の利用や申込ができなくなることがある。

- 1 虚偽の内容に基づいて申込をした場合
- 2 利用状況不良のとき、また施設利用日誌の記入又は提出がない場合
- 3 その他、校長が不相当と認めた場合

(3) その他

体育館を利用する場合は、電気代実費相当額として、1回（2時間）につき、440円（うち消費税相当分40円）を徴収する。

(4) 利用上の注意

利用団体責任者は、当日事務室にて施設利用承認書を提示し、体育館・武道場及びテニスコートの使用については鍵を受け取り、指定の出入口から入場すること。指定時間終了後は、施設利用日誌に必要な事項を記載し、当該施設を清掃したうえ、日誌を事務室に返納した後、退出すること。

(5) 保険の加入について

利用者には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入を周知する。

* 5人以上のグループで利用の場合には、「スポーツ安全保険」（1年間有効）に加入できる。

6. その他

(1) 注意事項

1. 利用する施設・用具等は丁寧に利用し、利用後は元の位置に戻すこと。
2. 施設・用具等の破損については、「施設・設備破損届」を速やかに提出すること。弁償を求める場合もある。
3. 利用承認施設以外の施設には、立入禁止とする。
4. 利用後は清掃し、ゴミ等は放置せず持ち帰ること（施設内のゴミ箱は利用できない）。

5. 貴重品の管理は、各利用団体で責任をもって行うこと。
 6. 車両は、所定の駐車場に停め、グラウンド内への乗り入れは禁止する。
 7. 履物は、利用の内容に適したものを利用すること。
 8. 更衣室は利用できない。
 9. 利用中の負傷等の事故については、その団体の責任において適切に処置すること。
 10. 利用を中止するときは、前もって（当日でも可）連絡をすること。
 11. 施設敷地内は全面禁煙とする。
 12. 利用中に異常な事態に気づいたときは速やかに事務室及び警察等の関係機関に連絡し、施設利用日誌へも記入すること。
 13. 自動体外式除細動器（AED）は事務室廊下に設置しています。
 14. 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、施設の行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全対策を講じること。
 15. 水道は飲用には使用しないこと。
- (2) 体育館使用の注意事項
1. 必ず専用のシューズを使用すること。
 2. フロアを傷つけることのないよう、ボール等の器具の取り扱いには、十分気をつけること。
 3. 使用後はフロアを、きれいにモップがけすること。
- (3) 武道場使用の注意事項
1. シューズでの活動は認めない。ただし、ダンスの利用に関してはダンス専用シューズのみ使用を認める。
 2. 使用後はフロアを、きれいにモップがけすること。
- (4) テニスコート使用の注意事項
1. コート内は、必ずテニスシューズを使用すること。
 2. 使用後は、ネットは緩めること。
- (5) その他の詳細については、学校の指示に従うこと。

【緊急連絡先】

1. 緊急時には、直ちに事務室までご連絡ください。
2. 必要に応じて、次の関係機関にご連絡ください。
 - ・警察署 座間警察署 046-256-0110 または 110
 - ・消防署 座間消防署 046-256-2211 または 119
3. その他、気になる点等がありましたら、施設利用日誌の余白に記入してください。